



**この助成金制度には、赤い羽根共同募金
配分金が活用されています。**

令和2年度 神戸市東灘区社会福祉協議会

ひがしなだ こども応援助成

～募集要項～



1. 助成の対象となる事業について

病気や障がい、家庭環境等さまざまな事情で、福祉的な課題を抱える子どもたちが、心身ともに健やかに育つことを支援する、次のような事業です。

- ①子どもを定期的かつ継続的に支援する事業
- ②子どもや保護者を支援する特徴的・先駆的な事業
- ③子どもや保護者、地域住民が多世代で交流できる事業 など
例えば・・・子ども食堂、学習支援活動、プレイパーク、運動・遊びの場 など

◆ただし、次に掲げる要件を全て満たすことが必要です。

- (1) 主な実施場所が東灘区内であること
- (2) 児童の参加が、概ね3名以上見込めること
- (3) 地域の児童を広く受け入れること(会員の内部活動は除く)
- (4) 地域住民と協力して推進する事業であること
- (5) 営利を目的とした事業でないこと
- (6) 政治的活動又は宗教的活動でないこと
- (7) 申請年を含め3年以内に本助成を受けた事業でないこと

※なお、当該事業に、国、兵庫県、神戸市、神戸市社会福祉協議会、本会などから補助金や委託金、助成等を受けている場合は、対象となりません。

また、他の助成団体等からの助成や補助を受けることができる場合は、そちらを優先してください。

2. 助成の対象団体について

東灘区内において社会福祉を目的として活動する団体であって、次の各号をすべて満たす団体です。

- (1) 東灘区在住・在勤の団体構成員がおおむね3名以上在籍していること
- (2) 営利を目的としない団体であること

※なお、下記に該当する団体は対象となりません。

対象外の団体

- (1) 団体の規約や活動の実績・内容及び財務状況を整備、公表できない団体
- (2) 暴力団または暴力団と密接な関係のある団体

3. 助成の対象となる事業の実施期間

令和2年4月1日～令和3年3月31日

4. 助成の対象となる経費

申請事業に使用する会場費、消耗器具費、通信費、講師謝金、旅費交通費、広報印刷費、保険料、備品購入費(カメラやビデオ、またパソコン、タブレットなどは用途に応じて要相談)等のうち、審査会で必要と認められた経費

※ただし、以下の経費は対象外とします。

団体職員の人件費、事業所の維持管理費や借上費、事業に直接必要とされない経費、団体の構成員の親睦のための会合や会議の開催経費および飲食にかかる経費

5. 助成の金額について

下記のいずれか一つを選択してください。

①前年度以前から実施している事業 上限額 100,000円

②今年度新たに立ち上げる事業 上限額 200,000円

※申請時、すでに実施し始めている事業でも申請は可能ですが、対象経費が制限される場合があります。

③単発の事業 上限額 50,000円

※原則、実施前の事業のみ申請可能です。

6. 申請方法について

申請前に担当者が事業内容等についてのヒアリングをさせていただきますので、まずは電話等でお問い合わせください。その後、所定の申請書に必要事項を記入し、添付書類を添付のうえ、東灘区社会福祉協議会の窓口へ直接ご提出いただきます。

※本要項および申請書は、東灘区社会福祉協議会の窓口のほか、ホームページからも入手できます。

ホームページアドレス <http://www.higashinada-syakyo.or.jp/> 「助成金案内」のページにアクセス

※申請期間 令和2年 5月 13日(水)～令和2年12月25日(金)

7. 審査の方法と助成先の決定について

助成先および助成額は、申請書類による要件審査と、東灘区社会福祉協議会が設置する審査会の審査を経て、決定いたします。審査の結果は、全ての申請団体に速やかに報告いたします。

8. 助成金の返還について

次の場合は、助成金の一部または全部を返還していただきます。

- (1) 事業が未実施または事業計画どおりに実施できなかったとき
- (2) 助成金を申請以外の事業に使用したとき
- (3) 費消されていない助成金があるとき
- (4) その他、本会が不相当と認めたとき

9. その他

審査を経て、採択された場合は、事業完了後「実施報告書」等の提出が必要となります。

10. お問い合わせ

社会福祉法人 神戸市東灘区社会福祉協議会

〒658-8570 神戸市東灘区住吉東町 5-2-1 東灘区役所3階(33番窓口)

TEL(078)841-4131 内線417 FAX(078)841-7999

e-Mail mail@higashinada-syakyo.or.jp